

● <b>実施日</b>	マキノ 5月17日(火)、18日(水) 今 津 5月12日(木)、13日(金) 新 旭 5月16日(月)、17日(火) 朽 木 5月19日(木)、20日(金) 安 曙 川 5月9日(月)、10日(火) 高 島 5月24日(火)、25日(水)
● <b>相談窓口</b>	高島市役所 市民課 月～金曜日(祝日は休み) 午前8時30分～午後5時15分
● <b>問い合わせ先</b>	市民課 ☎ (25) 81-255
● <b>狂犬病予防注射・犬の登録</b>	忘れいでね！ 犬の登録は犬の生涯に1回ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。なお、登録は3,000円、予防注射は3,200円が必要です。犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です。必ず受けましょう。



(環境政策課)

● <b>発電施設等周辺地域の補助金制度の紹介について</b>	原子力発電施設の周辺地域で、製造業等を中心とした産業の活性化を目的として設備または施設の整備、電力設備の増強を行う企業に対し次ぐださい。(犬の登録をされている方)
● <b>実施日</b>	会場・時間は、市役所環境政策課 ☎ (25) 81-23までお問い合わせください。

● <b>対象</b>	契約電力や電気料金支払実績に応じて算出した額を、新增設した年度の翌期から8年間について助成されます。
● <b>条件</b>	(1) 電力契約の新設または増設。 (2) 雇用者数が3人以上の増加。 (3) 企業立地が市町村の健全な振興に寄与するものなど。
● <b>市町村合併により大津公共職業安定所の名称・所在地表示が変わります・変わりました。</b>	○電源過疎地域等企業立地促進事業補助金 (高島市のうち旧マキノ町、旧今津町及び旧朽木村が該当します)
● <b>今津総合運動公園電気点検による休園のお知らせ</b>	○原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金

● <b>今津総合運動公園電気点検による休園のお知らせ</b>	4月11日(月) 終日 全施設(ブール・屋内／屋外ゲートボール場・テニスコート・屋根付き運動場・各グラウンド・スタジアム・ゆめの)とも休館とさせていただきます。
● <b>問い合わせ先</b>	財団法人ひばり



**特別養護老人ホーム  
(個室ユニット) 完成**

お知らせ

**阿弥陀山ハイキングマップ作成**

● 情報お知らせ版 ●

市役所各課へは、直通電話をご利用ください。  
詳しくは、それぞれの連絡先へ



高島市本庁・支所電話番号表  
(市外局番 0740)

■市役所各課連絡先

新市部署	電話番号
高島市役所代表 (総務課・行政課)	25-8000
財政課ダイヤルイン	25-8111
企画調整課ダイヤルイン (自治共同参画課・情報統括課・情報システム整備課)	25-8114
税務課ダイヤルイン	25-8116
出納室ダイヤルイン	25-8118
社会福祉課ダイヤルイン (福祉事務所)	25-8120
環境政策課ダイヤルイン	25-8123
市民課ダイヤルイン	25-8125
産業経済分室(新旭)ダイヤルイン	25-8126
秘書広報課ダイヤルイン	25-8130
水道課・下水道課ダイヤルイン	25-8133
児童家庭課ダイヤルイン	25-8136
長寿福祉課ダイヤルイン (健康推進課・保険年金課)	25-8137
議会事務局ダイヤルイン	25-8140
高島市役所本庁別館代表	22-0048
都市計画課ダイヤルイン	22-0058
交通対策課ダイヤルイン	22-0904
土木課ダイヤルイン	22-2001
田園整備課ダイヤルイン	22-6837
農林水産課ダイヤルイン (商工観光課)	22-9037
介護保険課ダイヤルイン	22-0210
高島市教育委員会	32-1132
支所・教育分室連絡先	
マキノ支所代表	27-1121
今津支所代表	22-2551
朽木支所代表	38-2331
安曇川支所代表	32-1131
高島支所代表	36-1121
マキノ教育分室	27-1131
今津教育分室	22-6840
朽木教育分室	38-2324
高島教育分室	36-0219
新旭教育分室	25-8100

太山寺里山保全づくりの会では、今回、手作りによるパンフレットを作成されました。これは、阿弥陀山・太山寺城跡などをハイキングに訪れる人々が初心者でも道に迷わず、楽しく自然環境・風景に肌でふれてもらうことを目的に作られたものです。また、ハイキングルートの入り口には、休憩所として「あづまや」、由来説明として2カ所(阿弥陀山・太山寺城跡)に看板設置、分岐点となる2カ所に道標が立ててあります。どうか、散策しながら春の息吹を満喫してください。

(安曇川支所産業振興課)

には案内通知に同封されています。犬の登録内容に変更が生じた場合(飼い主の変更など)は、必ず市役所環境政策課まで犬の名前などをご連絡ください。

● **飼い主のマナーについて**

○公共の場にころがっている犬のフンは、けっして気分の良いものではありません。散歩の時の、フンの後始末も飼い主の義務です。

○犬の放し飼いは、犬の苦手な人にとって大変迷惑になります。犬は必ずつなぐが、オリに入れて飼うようにしましょう。

(環境政策課)

● **春の全国交通安全運動**

市民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることが目的です。

● **重点運動**

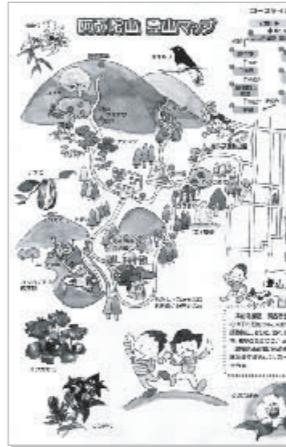
・子じどと高齢者の交通事故防止

● **実施期間**

4月6日(水)～4月15日(金)

みんなが交通ルールとマナーを守つて、交通事故のない安全な高島市にしましょう!

(交通対策課)



高島市役所市民課では4月から消費生活に関する相談窓口を開設します。主な相談内容は架空請求ハガキ・マルチ商法・点検商法・ワックリック登録・クーリング・オフ制度など。相談は無料で、秘密は堅く守ります。

● **消費生活相談窓口開設のお知らせ**

・2輪車の安全利用の推進  
・シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
・飲酒運転等危険運転の追放

4月6日(水)～4月15日(金)

みんなが交通ルールとマナーを守つて、交通事故のない安全な高島市にしましょう!

(交通対策課)